## 名古屋市犯罪被害者等支援事業

## ● 日常生活支援(配食サービス)

概要	犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族※の居宅へ、食事を配達 (※配偶者(事実婚等を含む)又は、被害者の二親等以内の血族等
サービス 内 容	<ul> <li>○犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族であれば、同時に複数の居宅への配達可能(配達は市内に限る)</li> <li>○食事の配達は1日1回</li> <li>(昼食 午前9時~正午、夕食 午後2時~午後5時30分 ※時間指定は不可)</li> <li>○犯罪行為が行われた時から1年以内のうち最大30日間利用可能○食事は市が契約する事業者より配達(直接受け取ることも、玄関先に置いておくことも可能)</li> </ul>
対象要件	○被害者が市民である事案であること(発生地は問わない) ○被害事実が客観的に確認できること(警察への照会、交通事故証明、 等) ○被害者やその家族・遺族がサービス実施時に市民であること
利用対象外	○被害者又は遺族と、加害者との間に親族関係(夫婦(事実婚等を含む)又は直系血族等)があり、同居していたとき (ただし、遺族が18歳未満の事案で、その 18歳未満の子を監護している世帯は除く) ○被害者又は遺族が暴力団員であったとき ○サービスを提供することが社会通念上適切でないと認められるとき
申請期限	犯罪行為が行われた時から1年以内
必要書類	<ul><li>○配食サービス利用申請書</li><li>○犯罪被害に関する申立書</li><li>○住民票(除票)</li><li>○遺族と被害者の続柄が確認できる証明書</li><li>○受傷日や治療期間が確認できる診断書(重傷病の場合)</li></ul>
受付時間	午前8時45分~午後5時30分
担当窓口	名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口(スポーツ市民局人権施策推進室) 電話:052-972-3042